

新旧対照表

(別紙 17)

【日韓共同開発区域において天然資源を探査し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和 55 年 6 月 13 日蔵関第 676 号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 1 . 装置等に該当する貨物の取扱い</p> <p>1 . (省略)</p> <p>2 . 装置等を共同開発区域に搬入する場合の手続</p> <p>本邦の保税地域又は関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所（以下「保税地域等」という。）にある外国貨物を装置等として使用するため共同開発区域に搬入する場合には、当該貨物を保税地域等から共同開発区域に向けて搬出する際、当該貨物が装置等に該当するかどうか税關の認定を受けさせるものとし、その取扱いは次による。</p> <p>なお、上記の貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入に際して認定の手続及び関税法第 67 条に規定する輸出又は輸入の手続を要しない。</p> <p>認定の手続</p> <p>イ 協定第 1 条第 5 号に規定する操業管理者又はその代理人（以下「操業管理者等」という。）は、認定を受けようとする貨物が蔵置されている保税地域等を管轄する税關（<u>貨物の取締りを担当する部門</u>（以下「保税取締部門」という。））に「装置等の認定申請書」（別紙様式第 1）3 通（原本、認定用、送付用）を提出する。</p> <p>ロ 上記イの申請書の提出を受けた税關（保税取締部門）は、当該申請に係る貨物を必要に応じ検査し、当該貨物が装置等に該当すると認めたときは、当該申請書のうち 2 通（認定用、送付用）に認定印を押なつし、うち 1 通（認定用）を認定書として操業管理者等に交付するとともに、他の 1 通（送付用）を直ちに長崎税關（監視部保税取締部門）に送付する。</p> <p>搬出等の手続</p> <p>イ 上記(1)により認定を受けた装置等を保税地域等から搬出する場合には、当該装置等に係る認定書を関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）34 の 2 - 1(保税地域における事務処理手続) の(1)のロの(1)に規定する「許可書又は承認書」として取り扱う。</p> <p>ロ 上記(1)により認定を受けた装置等を船舶（航空機）に積み込むとする場合には、関税法第 16 条に規定するところにより積込み</p>	<p>第 1 . 装置等に該当する貨物の取扱い</p> <p>1 . (同左)</p> <p>2 . 装置等を共同開発区域に搬入する場合の手続</p> <p>本邦の保税地域又は関税法（昭和 29 年法律第 61 号）第 30 条第 1 項第 2 号（<u>外国貨物を置く場所の制限</u>）の規定により税關長が指定した場所（以下「保税地域等」という。）にある外国貨物を装置等として使用するため共同開発区域に搬入する場合には、当該貨物を保税地域等から共同開発区域に向けて搬出する際、当該貨物が装置等に該当するかどうか税關の認定を受けさせるものとし、その取扱いは次による。</p> <p>なお、上記の貨物以外の貨物については、共同開発区域への搬入に際して認定の手続及び関税法第 67 条（<u>輸出又は輸入の許可</u>）に規定する輸出又は輸入の手続を要しない。</p> <p>認定の手続</p> <p>イ 協定第 1 条第 5 号に規定する操業管理者又はその代理人（以下「操業管理者等」という。）は、認定を受けようとする貨物が蔵置されている保税地域等を管轄する税關（<u>保税担当部門</u>）に「装置等の認定申請書」（別紙様式第 1）3 通（原本、認定用、送付用）を提出する。</p> <p>ロ 上記イの申請書の提出を受けた税關（保税担当部門）は、当該申請に係る貨物を必要に応じ検査し、当該貨物が装置等に該当すると認めたときは、当該申請書のうち 2 通（認定用、送付用）に認定印を押なつし、うち 1 通（認定用）を認定書として操業管理者等に交付するとともに、他の 1 通（送付用）を直ちに長崎税關（監視部保税担当部門）に送付する。</p> <p>搬出等の手続</p> <p>イ 上記(1)により認定を受けた装置等を保税地域等から搬出する場合には、当該装置等に係る認定書を関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）34 の 2 - 1(保税地域における事務処理手続) の(1)のロの(1)に規定する「許可書又は承認書」として取り扱う。</p> <p>ロ 上記(1)により認定を受けた装置等を船舶（航空機）に積み込むとする場合には、関税法第 16 条（<u>貨物の積卸し</u>）に規定する</p>

新旧対照表

【日韓共同開発区域において天然資源を探査し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和 55 年 6 月 13 日蔵関第 676 号）】
 (注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の手続を行う。</p> <p>この場合においては、当該装置等に係る認定書を關稅法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 15 条に規定する書類として取り扱う。</p> <p>なお、内国貨物である装置等を外国貿易船（外国貿易機）に積み込もうとする場合にも、關稅法第 16 条の適用があるので留意する。</p> <p>ハ 上記(1)により認定を受けた装置等については、当該装置等を保税地域等から搬出する際、關稅法第 63 条第 1 項、同法第 67 条又は同法第 75 条に規定するいずれの手続も要しない。</p> <p>3 . 装置等を共同開発区域から搬出する場合の手続</p> <p>装置等を共同開発区域から搬出する場合は、次により取り扱うものとする。</p> <p>本邦に向けて搬出される装置等</p> <p>イ 搬出の手続</p> <p>(1) 装置等を共同開発区域から本邦に向けて搬出する場合には、操業管理者等は、長崎税關（監視部保税取締部門）に「装置等の搬出届」（別紙様式第 2) 3 通（原本、確認用、副本用。当該装置等が内国貨物である場合には 1 通（原本））を提出する。</p> <p>(2) 上記(1)の届出書の提出を受けた場合には、長崎税關（監視部保税取締部門）は、当該届出書と使用状況報告書（後記 4 参照）を対査確認するとともに、当該届出に係る装置等が外國貨物であるときは、当該届出書のうち 2 通（確認用、副本用）に確認印を押なつし、当該届出書を確認書及び副本として操業管理者等に交付する。</p> <p>(3) （省略）</p> <p>ロ 本邦に到着した際の手続</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 装置等が長崎税關（本關）の管轄区域以外の区域にある保税地域等に搬入された場合には、当該保税地域等を管轄とする税關（保税取締部門）は、上記(1)により提出された確認書の写しを</p>	<p>ところにより積込みの手続を行う。</p> <p>この場合においては、当該装置等に係る認定書を關稅法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 15 条（<u>積卸しについて呈示しなければならない書類</u>）に規定する書類として取り扱う。</p> <p>なお、内国貨物である装置等を外国貿易船（外国貿易機）に積み込もうとする場合にも、關稅法第 16 条の適用があるので留意する。</p> <p>ハ 上記(1)により認定を受けた装置等については、当該装置等を保税地域等から搬出する際、關稅法第 63 条第 1 項（<u>保税運送</u>）同法第 67 条（<u>輸出又は輸入の許可</u>）又は同法第 75 条（<u>外國貨物の積戻し</u>）に規定するいずれの手続も要しない。</p> <p>3 . 装置等を共同開発区域から搬出する場合の手続</p> <p>装置等を共同開発区域から搬出する場合は、次により取り扱うものとする。</p> <p>本邦に向けて搬出される装置等</p> <p>イ 搬出の手続</p> <p>(1) 装置等を共同開発区域から本邦に向けて搬出する場合には、操業管理者等は、長崎税關（監視部保税担当部門）に「装置等の搬出届」（別紙様式第 2) 3 通（原本、確認用、副本用。当該装置等が内国貨物である場合には 1 通（原本））を提出する。</p> <p>(2) 上記(1)の届出書の提出を受けた場合には、長崎税關（監視部保税担当部門）は、当該届出書と使用状況報告書（後記 4 参照）を対査確認するとともに、当該届出に係る装置等が外國貨物であるときは、当該届出書のうち 2 通（確認用、副本用）に確認印を押なつし、当該届出書を確認書及び副本として操業管理者等に交付する。</p> <p>(3) （同左）</p> <p>ロ 本邦に到着した際の手続</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 装置等が長崎税關（本關）の管轄区域以外の区域にある保税地域等に搬入された場合には、当該保税地域等を管轄とする税關（保税担当部門）は、上記(1)により提出された確認書の写しを</p>

新旧対照表

【日韓共同開発区域において天然資源を探査し採掘するために必要な装置等の取扱いについて（昭和 55 年 6 月 13 日蔵関第 676 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>作成し、当該写しに確認印を押なつのうえ長崎税關（監視部<u>保税取締部門</u>）に送付する。 （省略）</p> <p>4 . 装置等の使用についての報告 協定第 18 条第 3 号に規定する装置等の使用についての報告（以下「使用報告」という。）は、次により取り扱うものとする。 （省略）</p> <p>使用報告の方法 使用報告は、本邦の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者又はその代理人が、また、大韓民国の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者と協定第 5 条に規定する事業契約を締結した本邦の開発権者又はその代理人が、毎月の使用状況を記載した「装置等の使用状況報告書」（別紙様式第 3）を、その翌月 10 日までに長崎税關（監視部<u>保税取締部門</u>）に提出して行う。</p> <p>5 . （省略） 第 2 及び第 3 （省略）</p>	<p>作成し、当該写しに確認印を押なつのうえ長崎税關（監視部<u>保税担当部門</u>）に送付する。 （同左）</p> <p>4 . 装置等の使用についての報告 協定第 18 条第 3 号に規定する装置等の使用についての報告（以下「使用報告」という。）は、次により取り扱うものとする。 （同左）</p> <p>使用報告の方法 使用報告は、本邦の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者又はその代理人が、また、大韓民国の開発権者である操業管理者が使用する装置等については、当該操業管理者と協定第 5 条に規定する事業契約を締結した本邦の開発権者又はその代理人が、毎月の使用状況を記載した「装置等の使用状況報告書」（別紙様式第 3）を、その翌月 10 日までに長崎税關（監視部<u>保税担当部門</u>）に提出して行う。</p> <p>5 . （同左） 第 2 及び第 3 （同左）</p>